

ふくおか県央環境広域施設組合
一般廃棄物処理施設建設及び運営事業
募集要項等に関する質問への回答（第2回）

令和6年10月

ふくおか県央環境広域施設組合

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	II	6		事業のスケジュール（予定）設計建設期間	<p>第1回募集要項に関する質問回答No.7にて、「大幅に遅延する場合においては、延長について協議に応じます。」とご回答ありましたが、その大幅さについての解釈の違いによる受発注者間での係争を防ぐ目的でご質問いたします。</p> <p>造成工事完了の遅延に起因して、本工事の現地着工が令和9年1月より遅延せざるを得ない場合には、事業者が許容できる場合を除き、その遅延期間分、工期を延長いただくこととお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>令和9年1月を基準として当該時期における状況を踏まえ、遅延せざるを得ない場合においてはその延長について協議に応じます。なお、事業全体工期の着実な遵守に向けて、阻害要因に対する工程の裕度の確保や遅延回復について民間ノウハウの提案を求めている点についてもご配慮ください。</p>

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章	第2節	3(7)	調整池	<p>第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.1において、「土地改変区域を新たに追加変更しない場合は調整容量が変更されることはないと考えておりますが、事業区域内の別途造成、建屋や外構の規模・仕様等については事業者の提案に委ねているため、提案の中で調整容量が増となる場合の対応を記載しています。」と回答がありましたが、調整池の計画は造成後の土地利用を見越し、想定される最大の流出係数で設計されているものと思料いたします（平場全域 流出係数0.9と想定）。本内容は、事業者で実施する外構設計においても考慮する必要があるため、調整池容量を決定された土地利用計画、流域面積、舗装面積、建築面積、緑化面積、各流出係数が記載されている雨水排水計算書をご提示願います。造成工事後に建築計画に合わせて調整池や人孔、埋設管を拡張するようなことは本造成計画の場合不可能と考えます。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。</p>	<p>ご指摘のように調整池計算に用いる流出係数については、「開発地」（本用地内で土地の改変を行う範囲）は0.9で行っており流出量を最大で計算しています。そのため、当該設計を超えない建屋、外構設計の前提でいけば、第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.1のとおり、調整池容量は変更されることはないものと考えております。</p> <p>なお、調整池容量算定に係る雨水排水計算書について、閲覧を可能とします。調整池容量は福岡県林地開発許可基準に準じて設定しています。</p>
2	2	第1章	第2節	3(7)	調整池	<p>第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.2において、「現時点で想定する設計図面は別添資料1をご参照ください。なお、内容については調整中であり、最終図書ではないことに留意願います。」と回答があり、別添資料1「造成設計図書」を提示いただきましたが、造成設計は現状まだ進捗中のため全ての図面が揃っていないものと思料いたします。</p> <p>そのため別添資料1からは造成工事で実施される範囲が不明確です。本事業での必要な工事の明確化及び入札条件の平準化をお願いします。</p>	<p>事業者側での施工範囲は別途資料の閲覧を可能とします。</p>
3	2	第1章	第1節	3(7)	調整池	<p>「調整池（別途実施する敷地造成工事からの変更がある場合）」とありますが、第1回質問回答（要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答）NO.1において、「土地改変区域を新たに追加変更しない場合は調整容量が変更されることはないと考えておりますが、事業区域内の別途造成、建屋や外構の規模・仕様等については事業者の提案に委ねているため、提案の中で調整容量が増となる場合の対応を記載しています。」とご回答いただきましたが、提案による調整池容量の増の判断はしかねるため、造成設計における調整池容量の設計根拠をお示しく下さい。</p>	<p>第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.1のとおりです。</p>

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
4	2	第1章	第2節	6(1)1	気温	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 10にてご回答頂いておりますが、過去10年間で観測された最高気温と最低気温を設計外気温とすると、空調、換気機器の能力が過大となり、建設費が増大するだけでなく、インバーター機器等は非効率な運用となり、電力消費の増加に繋がります。従い、空気調和設備の設計にあたっては、T A C温度(超過危険率2.5%)の考え方が用いられ、また近年の気候変動や過去実績も踏まえた「建築機械設備設計基準 令和6年版」を基に、設定温度「福岡」の夏季：35.3℃、冬季：1.9℃(昼間)／1.1℃(夜間)を採用することをお認めいただけないでしょうか。	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 10に示しますように、P2 1) 気温 最高38.3℃、最低-5.1℃を条件として設計してください。
5	3	第1章	第2節	6(3)6	緑化率	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 12において、「保安林解除予定告示後に林地開発協議を実施する予定です。別途造成工事における緑化の範囲は、造成法面の一部を予定しています。（別途資料1をご参照ください。）なお、敷地内外構工事での緑化は事業者の提案に委ねます。」と回答がりましたが、工事用地（FH=92.0の平場内）を除く事業区域境界（予定）内の緑化面積をご教示願います。	別途資料1で図示した緑化範囲の面積は約5,000㎡（平面積）（斜長：約8,000㎡）ですが、着色範囲は法枠工を予定しており、法枠工の内側部分約3,200㎡（斜長：約5,120㎡）を緑化（厚層基材吹付）予定です。
6	3	第1章	第2節	6(4)1	電気	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No. 13にて、土壤汚染対策法に伴う対応は貴組合範囲とのご回答がりましたが、当該用地への施工のためのアクセス道路についても貴組合にて整備されると理解してよろしいでしょうか。その場合、事業者ではどの範囲をどのような仕様で整備されるかが分かりかねますので、事業者の施工計画および維持管理計画に基づく道路幅、強度等を考慮した整備を行っていただきたく、実施設計等に協議させていただけないでしょうか。	当該用地への施工のためのアクセス道路について、用地の確保・取得は組合範囲としますが、整備は事業者範囲とします。最適なアクセス道路のルートをご提案ください。
7	3	第1章	第2節	6(4)1	電気	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No. 13にて、土壤汚染対策法に伴う対応は貴組合範囲とのご回答がりましたが、当該用地の地盤条件を開示いただけないでしょうか。現時点で地盤条件がない場合は、積算根拠統一のために、杭や地盤改良が不要となる条件で仮設定してよろしいでしょうか。なお本条件は、事業者では分かりかねますので、地盤条件が確定後、杭や地盤改良が必要な場合は実績に応じて精算いただけないでしょうか。	現時点で当該用地の調査は実施しておらず地盤条件は不明です。合理的な範疇において予見できない工事が必要となる場合において、精算の協議に応じます。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	3	第1章	第2節	6(4)1	電気	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.15にて、自営線ルートについては関係官庁へ説明済とのご回答がありました。自営線の工事用地内への引込に際し、予め敷地造成工事にて施工される擁壁に自営線敷設用の管路および場外余熱利用施設への管路を設けていただくことで、効率的な建設工事が可能になります。従って、実施設計時等の協議にて本管路の位置の調整等の施工に関する協議をさせていただけないでしょうか。	協議を可とします。
9	3	第1章	第2節	6(4)3	用水	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.17にて、本事業において新たに井戸を設置することは可能とのご回答がありました。が、工事用地内で井水が出ない可能性がありますので、桂苑解体後に整備する広場の計画に配慮することを前提に、既設桂苑の敷地内に新たな井戸を設置することもお認めいただけないでしょうか。	桂苑解体後に整備する広場の計画及び桂苑の稼働及び解体工事に配慮した上で、既設桂苑の敷地内への新たな井戸の設置を可とします。
10	3	第1章	第2節	6(4)3	用水	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、既設の井戸配管ラインに接続し、新設工場との併用が困難な場合は、桂苑解体後に整備する広場の計画に配慮することを前提に、既設桂苑の敷地内に井戸用水槽を設け既設工場と新設工場に配水することをお認めいただけないでしょうか。	桂苑解体後に整備する広場の計画及び桂苑の稼働及び解体工事に配慮した上で、既設桂苑の敷地内への新たな井戸用水槽の設置を可とします。
11	3	第1章	第2節	6(4)3	用水	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただき、「No.1号孔」「No.2号孔」のそれぞれの用途（プラント用水用と生活用水用 や バックアップ用等）および「No.1号孔」「No.2号孔」から受水槽までのフローが分かる図面を開示いただけないでしょうか。	No.1孔は桂苑（工場棟）での使用、No.2孔は洗車での使用等で運用しています。No.1孔及びNo.2孔から受水槽までのフローがわかる図面はございません。
12	3	第1章	第2節	6(4)3	用水	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、「No.1号孔」「No.2号孔」の井水ポンプの仕様（流量や揚程 等）をご教示いただけないでしょうか。	井水ポンプの仕様については明示できませんが、揚水試験の結果については別途資料の閲覧を可能とします。
13	3	第1章	第2節	6(4)3	用水	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回）No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、「No.1号孔」「No.2号孔」の井水の使用にあたり、飲料水としての保健所からの使用条件に関する指導等があれば開示いただけないでしょうか。	飲料水としての保健所からの使用条件に関する指導は受けていませんが、現在、桂苑では別紙7に示す水質検査を年1回以上実施しており、本事業期間も事業者にて実施いただく必要があります。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	3	第1章	第2節	6(4)5)	雨水	<p>第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.18において、「基本にご理解のとおりです。ただし、施設を設置する平場の外周部は素掘り水路となります。」と回答がありました。当該敷地は大きな残置森林と法面を抱えており、大雨が降った場合には一気にFH92.0盤面まで流入してきます。洗掘や地下浸透を抑制するためには造成工事による雨水排水側溝の敷設が必要と考えますので、ご検討いただけないでしょうか。</p> <p>1) 南・東側法面小段・堅側溝（必要な場合） 2) 北・西側擁壁上部法面の法肩・法尻側溝 3) 上記及び造成平場を含む全雨水の調整池への流入設備（FH92盤面周囲の幹線雨水排水側溝・樹・人孔・埋設管）</p>	<p>完成形の雨水排水側溝の敷設は事業者側で実施するものとし、以下にご理解ください。</p> <p>1) 法面小段排水、たて排水は組合所掌での施工とします。 2) 擁壁上部の雨水処理は組合所掌での施工とします。 3) 調整池への流入設備：流入設備側溝（素掘り水路部）は、事業者の所掌とし、それ以外の樹・人孔・埋設管については組合所掌での施工とします。</p> <p>なお、平場内の敷地は事業者提案により道路位置等が設計されうるものですので、組合の造成工事では路盤工までの施工とし、基層・表層は事業者の所掌での施工とします。</p>
15	3	第1章	第2節	7	工期	<p>第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.19にて、「大幅に遅延する場合においては、延長について協議に応じます。」とご回答ありましたが、その大幅さについての解釈の違いによる受発注者間での係争を防ぐ目的でご質問いたします。</p> <p>造成工事完了の遅延に起因して、本工事の現地着工が令和9年1月より遅延せざるを得ない場合には、事業者が許容できる場合を除き、その遅延期間分、工期を延長いただくことをご認めいただけないでしょうか。</p>	<p>募集要項に関する質問への回答No.1を参照ください。</p>
16	16	第1章	第7節	表1-2 15 17 18	エネルギー回収型廃棄物処理の性能保証項目	<p>第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.37にてご回答頂いておりますが、本条件の場合、膨大な換気動力が必要となるため、換気ファンを多数設置することになり、建設費のみならず消費電力量の増大で売電量も大きく減少し、事業費に大きな影響を及ぼすこととなります。</p> <p>各機器や盤の故障の防止、機器寿命への影響、運転員の点検等の作業等を考慮することを前提に、局部温度は外気温度+15℃、室内温度は外気温度+10℃の提案をお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>各機器や盤の故障の防止、機器寿命への影響、運転員の点検等の作業等も踏まえ、保証値を設定しておりますので、要求水準書に示すとおりとします。</p> <p>なお、消費電力については、運転台数制御等の工夫による配慮をお願いします。</p>

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
17	31	第1章	第11節	7(10)	工事期間中の施設の稼働	本工事着手に際し、桂苑から工事用地内まで仮設電気を引き込むにあたって、本工事着工が想定される令和9年1月頃に既存桂苑での停電作業が想定されます。したがって、停電スケジュールを調整する協議をさせていただけるものと理解して良いでしょうか。	停電時間の短縮を含めごみ処理への影響を極小化することを前提に、ご理解のとおりです。
18	39	第2章	第1節	2(1)11)	安全性及び安定性の高い施設	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.79において、「砂防施設に関しては福岡県建築基準法施行条例第5条(がけ条例)とも関係するため、原案のままとします。」と回答がありましたが、本件については別添資料1にも記載がある通り、別途発注される造成工事範囲との認識でよろしいでしょうか。関係機関との協議については事業者で予見し得ないため、協議結果に応じて本工事への影響があった場合の対応に必要な費用については、同回答No.77の通り、精算・協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、砂防施設等の工事については、ご理解のとおり、造成工事範囲です。後段について、工事への影響が明らかな場合において、協議に応じます。
19	68	第3章	第2節	8(1)	形式	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.123において、「JASS5に記載のある「水密コンクリート」としてください」とご回答ありましたが、JASS5では、部材断面の大きな壁状部材およびマット状部材となるピットのコンクリート部材においては、水セメント比50%以下が指定される水密コンクリートではなく、JASS5 21節のマスコンクリートの規定を優先するように記述されております。したがって、ごみピットなど部材断面の大きな部材においては、温度ひび割れを抑制し、水密性を高めるマスコンクリートを適用するフローで計画するとの認識でよろしいでしょうか。	工事用地は安定水位が比較的高いため、地下躯体への漏水対策を施した上で、JASS5の水密コンクリートの節に記載されるマスコンクリートの採用を可とします。
20	99	第3章	第7節	1(3)10)②	本体	主要材質②本体に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容（期間、状況、事例数等）が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。
21	107	第3章	第9節	6(3)8)	主要材質	主要材質に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容（期間、状況、事例数等）が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	108	第3章	第9節	7(3)2)	材質	材質に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容（期間、状況、事例数等）が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。
23	127	第3章	第11節	12(2)3)①	容量	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 146において、溶融飛灰処理物貯留設備（バンカ方式）の容量は7日分以上確保するようご回答がありましたが、要求水準書（設計建設業務編）P. 45では溶融飛灰の搬出車両はダンプ車(10t車)との記載があります。バンカ方式の場合は、搬出車両の積載重量以上のバンカ容量があっても、搬出作業が極めて困難となり、またバンカ内で長期保管することで加湿水分が蒸発し、搬出時に発塵しやすくなります。したがって、バンカ容量は搬出車両の容量に合わせた溶融飛灰10t分程度とし、バンカおよび溶融飛灰貯留槽の容量を合わせて7日分以上貯留する提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
24	163	第4章	第1節	3(1)	重機類・車両等の仕様	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 163において、管理運営業務に必要な重機類・車両等を納入において、リース契約での納入をお認めいただきましたが、中古車の購入でもよろしいでしょうか。	故障・不具合時のバックアップ体制を十分に確保する等、安定処理の継続に配慮した上で、提案を可とします。
25	202	第5章	第1節	1(1)7)	調整池（別途実施する敷地造成工事からの変更がある場合）	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 188において、「調整池の設計仕様は別添資料1をご参照ください。なお、現時点で保安林解除の関連部局や河川関連部局課との協議を継続中であり、一部修正が生じる可能性があることに留意ください。」と回答がありましたが、保安林解除に関する土地利用計画の変更に伴う調整池の変更は別途工事の造成工事範囲と考えております。調整池の計画は造成後の土地利用を見越し、想定される最大の流出係数で設計されているものと思料いたします（平場全域 流出係数0.9と想定）。上記考えと異なる場合は、調整池容量を決定された土地利用計画、流域面積、舗装面積、建築面積、緑化面積、各流出係数が記載されている雨水排水計算書をご提示願います。造成工事後に建築計画に合わせて調整池や人孔、埋設管を拡張するようなことは本造成計画の場合不可能と考えます。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 1をご参照ください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
26	202 205	第5章	第1節 第2節	1(1)7 2(9)	調整池（別途実施する敷地造成工事からの変更がある場合）	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 189において、「要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 1をご参照ください。」と回答がありましたが、調整池の計画は造成後の土地利用を見越し、想定される最大の流出係数で設計されているものと思料いたします（平場全域 流出係数0.9と想定）。上記考えと異なる場合は、調整池容量を決定された土地利用計画、流域面積、舗装面積、建築面積、緑化面積、各流出係数が記載されている雨水排水計算書をご提示願います。造成工事後に建築計画に合わせて調整池や人孔、埋設管を拡張するようなことは本造成計画の場合不可能と考えます。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 1をご参照ください。
27	205	第5章	第2節	2	外構工事	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 193において、「要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 18をご参照ください。」と回答がありましたが、当該敷地は大きな残置森林と法面を抱えており、大雨が降った場合には一気にFH92.0盤面まで流入してきます。洗堀や地下浸透を抑制するためには造成工事による雨水排水側溝の敷設が必要と考えます。 1) 南・東側法面小段・堅側溝（必要な場合） 2) 北・西側擁壁上部法面の法肩・法尻側溝 3) 上記及び造成平場を含む全雨水の調整 池への流入設備（FH92盤面周囲の 幹線雨水排水側溝・樹・人孔・埋設管）	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 14をご参照ください。
28	205	第5章	第2節	2(9)	調整池	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 194において、「要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 1をご参照ください。」と回答がありましたが、調整池の計画は造成後の土地利用を見越し、想定される最大の流出係数で設計されているものと思料いたします（平場全域 流出係数0.9と想定）。上記考えと異なる場合は、調整池容量を決定された土地利用計画、流域面積、舗装面積、建築面積、緑化面積、各流出係数が記載されている雨水排水計算書をご提示願います。造成工事後に建築計画に合わせて調整池や人孔、埋設管を拡張するようなことは本造成計画の場合不可能と考えます。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 1をご参照ください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
29	215	第5章	第3節	2(1)8 2(2)5	基本方針 基礎構造	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 221において、「JASS5に記載のとおり、水セメント比は 50%以下としてください。なお、JASS5に記載のある「水密コンクリート」としてください。」とご回答ありましたが、JASS 5では、部材断面の大きな壁状部材およびマット状部材となるピットのコンクリート部材においては、水セメント比50%以下が指定される水密コンクリートではなく、JASS 5 21節のマスコンクリートの規定を優先するように記述されております。したがって、ごみピットなど部材断面の大きな部材においては、温度ひび割れを抑制し、水密性を高めるマスコンクリートを適用するフローで計画するとの認識でよろしいでしょうか。	工事用地は安定水位が比較的高いため、地下躯体への漏水対策を施した上で、JASS5の水密コンクリートの節に記載されるマスコンクリートの採用を可とします。
30	220	第5章	第4節	3(1)5	基本条件	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 224において、「卓上又は床置き加湿器とする場合には、給水等の負担が生じることから、各室設置の空調機に加湿機能を持たせて湿度の性能を保証してください」とのご回答をいただきましたが、加湿給水は使用しない期間が長くなると不衛生となり、健康被害の発生が想定されます。したがって、必要な時のみ加湿する卓上・床置き加湿器の提案をお認めいただけないでしょうか。	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 224のとおりとします。
31	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	第1回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 2において、別添資料1「造成設計図書」を提示いただきましたが、造成設計は現状まだ進展中のため全ての図面が揃っていないものと思料いたします。 そのため別添資料1からは造成工事を実施される範囲が不明確です。本事業での必要な工事の明確化及び入札条件の平準化の目的のため、以下についてご教示願います。 1. 建設エリアの想定 FH92.0の造成平場盤面でその周囲に設置される法尻・法肩の幹線雨水排水側溝（現状の造成設計図には記載なし）の内側が本事業の対象（幹線雨水排水側溝およびその外側は造成工事範囲）との理解でよろしいでしょうか。	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 14をご参照ください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
32	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>2. 上記1で想定する造成工事範囲の主要確認項目 以下の各項目について、造成工事設計への反映をお願いいたします。</p> <p>①雨水排水側溝 当該敷地は大きな残置森林と法面を抱えており、大雨が降った場合には一気にFH92.0盤面まで流入してきます。洗堀や地下浸透を抑制するためには造成工事による雨水排水側溝の敷設が必要と考えます。 1) 南・西側法面小段・堅側溝（必要な場合） 2) 北・東側擁壁上部法面の法肩・法尻側溝 3) 上記及び造成平場を含む全雨水の調整池への流入設備（FH92盤面周囲の幹線雨水排水側溝・柵・人孔・埋設管）</p>	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No. 14をご参照ください。
33	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>②進入道路の舗装・側溝・ガードレール、路面標示等 なお、別添1-1では砕石舗装および土側溝とありますが、上記同様、大雨により洗堀されて、砕石は流れ、泥流が公道へ流れ出ると想定します。そのため、アスファルトは基層と表層の2層とし、造成工事では基層まで行い本事業へ引き渡し、本事業竣工前に本事業にて必要に応じて補修と表層を施工する所掌区分が明確で良いかと考えます。</p>	工事用道路としても使用する砕石舗装については、工事用車両の通行を考慮してAs舗装の基層まで造成側で施工するため、事業者側で表層工を施工してください。
34	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>③敷地北東の既存施設と新施設を結ぶ道路の舗装・側溝・ガードレール、路面標示等</p>	事業者にて実施ください。 具体的な範囲は、別途資料に示し、閲覧を可能とします。
35	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>④敷地全体における転落防止設備（調整池廻り、擁壁天端、法面などの必要箇所）、フェンス（害獣対策）、門扉等。 想定の新設エリアFH92.0盤面において、フェンスおよび門扉が必要な場合は造成工事範囲との関係より条件・範囲を提示願います。</p>	事業者にて実施ください。 具体的な範囲は、別途資料に示し、閲覧を可能とします。
36	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>⑤造成法面の植栽（TP+92mレベルの平場以外は造成工事範囲。擁壁上部の法面等）</p>	ご理解のとおりです。
37	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>⑥砂防施設及び付帯施設（道路含む）</p>	砂防施設及び付帯施設（管理用道路）は造成工事にて実施予定です。
38	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	<p>⑦高圧電力引込用擁壁貫通埋設空配管 ■埋設配管 N-FEP 150φ x 3本程度 N-FEP 100φ x 4本程度 ※埋設配管間は100mm、曲げRは2m以上</p>	擁壁の貫通による擁壁の強度低下やメンテナンス性の低下等を鑑み、擁壁部の高圧電力配線のルートについては露出配管として計画してください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
39	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	⑧余熱利用温水配管および給電ケーブル用堅坑（FH92.0幹線雨水排水側溝内側）およびボックスカルバート（擁壁下部を貫通し、町道下を横断）人が入って配管・メンテナンスできる空間が必要です。擁壁との干渉、道路占用も必要になります。 サイズ 堅孔：有効1,200mm角 ボックスカルバート：有効幅1,200、高さ2,000	擁壁の貫通による擁壁の強度低下やメンテナンス性の低下等を鑑み、擁壁部の余熱利用配管・配線のルートについては露出配管として計画してください。
40	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	⑨盛土工には流用土を使用する旨の記載がありますが、盛土は、適切に粉碎し、締め固めた後の層厚が約30cmになるよう、盛っては締め固める過程を繰り返され、十分締め固められると思料します。盛土地盤の条件（粒度、地耐力）を提示願います。	盛土材の流用にあたっては「発生土利用基準について」（H18.8.10付 国官技第112号）に従い流用することを造成工事の発注条件とする予定です。また、地耐力等については、宅地造成に準じた強度での施工を予定しています。
41	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	⑩第1回質疑No.1において、「土地改変区域を新たに追加変更しない場合は調整容量が変更されることはないと考えておりますが、事業区域内の別途造成、建屋や外構の規模・仕様等については事業者の提案に委ねているため、提案の中で調整容量が増となる場合の対応を記載しています。」と回答がありました。調整池の計画は造成後の土地利用を見越し、想定される最大の流出係数で設計されているものと思料いたします（平場全域 流出係数0.9と想定）。上記考えと異なる場合は、調整池容量を決定された土地利用計画、流域面積、舗装面積、建築面積、緑化面積、各流出係数が記載されている雨水排水計算書をご提示願います。造成工事後に建築計画に合わせて調整池や人孔、埋設管を拡張するようなことは本造成計画の場合不可能と考えます。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	第2回要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答No.14をご参照ください。
42	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	⑪造成工事範囲を含む外構の維持管理を本事業範囲とされておりますが、造成設計が未完了な状況で、かつ工事が範囲外であるため、維持管理対象が不明確であり、何か問題が発生した場合の責任の所在が不透明です。別途工事の造成工事範囲における維持管理についてはその対象と維持管理事項と数量、頻度を明確に提示いただけないでしょうか。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	現段階における設計図書及び対象については別途資料を示し、閲覧を可能とします。維持管理項目や数量頻度については、事業者ノウハウを求めるものであり、提案に委ねます。

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第1章	第3節	13	災害等発生時の協力	第1回要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No. 19において、「災害廃棄物の処理により、搬入廃棄物の性状が、一事業年度を単位として当該事業年度全体で、計画ごみ質の範囲を逸脱した場合において、変動費の提案単価の変更が可能」との回答がありました。災害廃棄物は、高水分・高灰分かつごみの粒度が小さく、また短期間で処理する必要があることから、通常のごみと比べて災害廃棄物特有の運転の工夫を要します。したがって、通常のごみと比較して明らかに成分の違いがあると認められる場合は、災害廃棄物を処理した期間分については、変動費の提案単価の変更に関する協議をさせていただけないでしょうか。	管理運営委託仮契約書（案）第27条の2に示しますように、計画ごみ質の範囲外となった場合には協議に応じます。
2	5	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	第1回要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No. 18において、「通常発生しない作業等が生じた場合」とは災害廃棄物処理のための時間外作業を含むと考えてよろしいでしょうか。	通常作業の作業時間の超過については含まないものと想定しておりますが、災害廃棄物処理のための作業内容により判断します。
3	13	第4章	第1節	-	受付管理	第1回要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No. 26において、キャッシュレス決済を導入する場合、手数料負担は事業者負担とご回答でしたが、事業者では手数料負担額そのものや、処理手数料の改定等に伴う手数料負担額が分かりかねますので、貴組合にてご負担いただけないでしょうか。 事業者負担となる場合は、現在貴組合にて負担しているごみ処理手数料の実績を公表いただけますでしょうか。	前段について、第1回要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No. 26に示しますように、カード会社等に支払う手数料は事業者負担とします。 後段について、現在、組合では現金のみの支払いとしており、組合が負担している手数料はございません。
4	13	第4章	第3節	(3)	手数料徴収	手数料徴収について後納業者への請求業務も事業者の所掌とありますが、請求書発行の名義元は貴組合で、入金先も貴組合となる理解でよろしいでしょうか。 その場合、請求後の入金確認および督促は、事業者では対応が出来ないため、貴組合範囲との理解でよろしいでしょうか。	請求書発行の名義元及び入金先は組合と想定してください。 また、入金確認及び督促は組合範囲とします。

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
5	14	第4章	第4節	表4-1	本施設の受付日時	<p>第1回要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No. 35において、「要求水準書（管理運営業務編）P14表 4-1を以下に訂正します。</p> <p>■収集運搬（事業系許可含む） （月曜日～金曜日） 8時30分～16時30分 ※1月1日から1月3日を除く</p> <p>■自己搬入 8時30分～16時30分 ※1月1日から1月3日を除く 上記のため、1月1日から1月3日を除く祝日及び12時から13時の時間帯は受付を実施してください。」</p> <p>とご回答いただきましたが、自己搬入は、1月1日～1月3日を除く、祝日、土曜日、日曜日でも受付を実施すると理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
6	17	第5章	第7節	(2)	搬出物の性状分析	<p>別紙19「環境保全における測定必要項目及び頻度」の熔融飛灰の測定項目に熱灼減量【1回/月】以上の記載がありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版P.222に「熱しゃく減量を測定する対象である焼却灰には、特別管理一般廃棄物の集じん灰は含まれない」とあります。したがって、集じん灰のみから構成される熔融飛灰の場合は、熱灼減量の測定は行わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

■評価基準書に関する質問への回答

(評価基準書に関する質問はありませんでした。)

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	-	第11-4-1号様式	-	-	地元企業への発注金額	<p>第1回様式集に関する質問への回答No. 14にて、「建設工事の元請が共同企業体(JV)で甲型JVを結成する場合には、JV受注金額のうち地元本社企業の出資比率分については地元発注金額に算入可能」との見解が示されましたが、第11-4-1号様式においてそのような解釈は不可能と料します。</p> <p>募集要項の公表時点で当該ルールが示されていれば、地元企業とのJV組成を検討することも可能でしたが、本回答公表時点(9月2日)から参加資格審査申請書の提出〆切(9月12日)までの期間で対応することは実質不可能なため、公平な競争環境の確保の観点から、地元発注金額については、様式記載の通り一次下請または二次下請までの発注金額のみを対象として頂きますようお願いいたします。</p>	<p>第1回様式集に関する質問への回答No. 14のとおりとします。第11-4-1号様式において「地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。」としており、ただし書き以下は重複計上の考え方を示しているものであり、一次下請及び二次下請のみを地元発注金額に限定する趣旨の記載ではありません。</p>
2	-	第14-1-1号様式	-	-	ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量	<p>ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(環境省、令和3年4月改訂)』に基づき、算出すればよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量は自動計算となりますので、記載のように、黄色網掛け部分提案数値をご記入ください。なお、電気のCO₂排出係数は、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針 マニュアル(2012年3月)」の0.000555とします。</p>
3	-	第14-1-1号様式	-	-	ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量	<p>買電電力量、売電電力量及び燃料使用量の計算条件④において、ごみ質の前提は、基準ごみとなっていますが、売電電力量を最大化するために、ごみ質の出現頻度を考慮した売電電力量の提案をお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>入札条件の平準化のため、原案のとおり、基準ごみとします。</p>

■基本協定書（案）に関する質問への回答

（基本協定書（案）に関する質問はありませんでした。）

■基本契約書（案）に関する質問への回答

（基本契約書（案）に関する質問はありませんでした。）

■建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	6	第4条	1	-	契約の保証	契約保証にあたっては、受注者の構成企業が複数となる場合、各構成企業による契約保証金または第2号ないし第5号に掲げる契約保証金に相当する保証を以て第2項の条件を満たすことも可という理解でよろしいでしょうか。	受注者の構成企業が複数となる場合、受注者である共同企業体全体で、契約保証金または契約保証金に相当する保証を行えば第2項の条件を満たします。このため、各構成企業が個別に契約保証金や契約保証金に相当する保証を行う必要はありません。また、構成企業1社が契約保証金又は契約保証金に相当する保証を行うことも可とします。
2	8	第8条の3	1	-	著作権の譲渡等	第1回建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答No.9に関して、設計図書等の契約の履行の目的物は受注者が本事業を遂行する上で活用することが見込まれる（コピー等）ものです。つきまして、受注者は本事業遂行のために必要な場合、発注者の承諾なく設計図書等の契約の履行の目的物を自由に複製等できるようにさせていただけないでしょうか。	本事業遂行のために必要な場合であっても、発注者の承諾は必要とします。本事業遂行のため必要か否かを発注者にて判断する必要があるためです。なお、「本事業遂行のために必要な場合」の範囲をあらかじめ発注者及び受注者間で調整した場合、当該範囲で発注者の承諾なく契約の履行の目的物の利用することを認めます。
3	13	第17条	3	-	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第1回建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答No.14に関して、「監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。」とされておりますが、「相当の理由がある場合」とは、単に監督員が疑いを有するのみではなく、受注者の有する工事記録等から設計図書への不適合が推定出来る等、事実の認定につき客観的妥当性がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
4	15	第22条	2	-	受注者の請求による工期の延長	本項に関し、第1回募集要項等に関する質問回答No.20において、「別事業の敷地造成工事の遅延や契約不適合が、発注者による指示ミス等発注者の責めに帰すべき事由による場合は、請負代金額の変更を行います。ただし発注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、工期の延長のみとし、請負代金額の変更または受注者の損害の負担は行いません。」とご回答いただきました。しかし、本契約において、受注者は別事業の履行義務を負っておらず、別事業の請負業者における遅延や契約不適合は、発注者と別事業の請負業者との間では別事業の請負業者の帰責事由となるものの、本事業においては、発注者は第2条第1項に基づき関連工事の調整義務を、また第16条第1項に基づき工事用地の確保義務を負っていることと思料いたします。したがって、当該遅延や契約不適合は発注者による指示ミス等の有無にかかわらず、本契約上の「発注者の責めに帰すべき事由」に該当するものとして扱い、工期の延長のみならず、請負代金額の変更又は受注者の損害の負担を行っていただけると理解してよろしいでしょうか。	敷地造成工事の遅延や契約不適合の発生そのものを「発注者の責めに帰すべき事由」とすることはいたしません。ただし、敷地造成工事の遅延や契約不適合により、工事用地の確保ができない事態に陥った場合、発注者は、建設工事請負契約第20条第1項に基づき工事の中止を行います。この場合、建設工事請負契約第20条第3項に基づき、発注者は、工期若しくは請負代金額の変更、又は損害の負担を行います。ただし、請負代金額の変更や損害、増加費用の負担方法については、組合及び事業者の協議により決定します。
5	15	第26条	-	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第1回目質疑回答No.23にて、「令和6年11月27日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に変更します。」と回答頂いた内容についてご確認いたします。“直近12ヶ月の平均値”の採用は、建設工事における建設物価上昇比較では馴染まない指標値と思料しますので、初回の改定における比較対象は、「令和6年11月27日時点で公表されている最新の指標」としていただけないでしょうか。	第1回建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答No. 23のとおりとします。
6	15	第26条	1	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とあります。実施設計の完了及び内訳書の作成は、請負契約締結の日から12月経過時点以降となりますが、請負契約締結の日から12月を経過した後であれば、内訳書作成完了前に請負代金額の変更を請求することができると思料してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、物価変動の協議に当たり、組合から事業者に対し、採用する物品の価格等物価変動の協議に当たり必要な資料を求める可能性がある点について、ご注意ください。

■管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	6	第4条	2		契約の保証	契約保証にあたっては、受注者の構成企業が複数となる場合、各構成企業による第1号ないし第3号に掲げる契約保証金に相当する保証を以て第2項の条件を満たすことも可という理解でよろしいでしょうか。	受注者の構成企業が複数となる場合、受注者である共同企業体全体で、契約保証金または契約保証金に相当する保証を行えば第2項の条件を満たします。このため、各構成企業が個別に契約保証金や契約保証金に相当する保証を行う必要はありません。また、構成企業1社が契約保証金又は契約保証金に相当する保証を行うことも可とします。
2	6	第9条	3		緊急時の対応等	「震災その他不測の事態により、・・・この場合における本施設の管理運営の費用については、発注者は、この契約に従って変動費により支払うものとする。」とあり、第1回質問回答（管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答）NO.8において、「災害等緊急時の対応において、固定費については協議いたしません。」とご回答いただきました。しかし、同（要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答）NO.18において、変動費に含まれない人件費等の固定費が増加した場合について、「ただし、災害廃棄物の処理の対応により通常発生しない作業等が生じた場合においては、協議するものとします」とご回答いただいております。また同（管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答）NO.26において、「著しいごみ量変動が生じた場合には、固定費の見直しについて協議を認めます。」とご回答いただいていることから、災害等緊急時の対応においても、上記のいずれかの事象に該当した場合は、固定費の見直しについて協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。災害等緊急時の対応を行ったことのみで固定費についての協議は行いません。ただし、災害廃棄物の処理の対応により通常発生しない作業等が生じた場合や、災害等緊急時の対応により著しいごみ量の変動が生じた場合には、固定費の見直しについて協議を実施します。
3	12	第22条	5		業務の履行責任	本項に関し、第1回質問回答（管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答）NO.21で「次期事業者の責めに帰すべき事由により基本性能を維持できない場合には、受注者の負担範囲に該当しないことを確認します。」とご回答いただきました。ここでいう受注者の負担範囲とならない場合には、明渡し後の本施設の運営において計画ごみ質からの逸脱や著しいごみ量の変動等基本性能を維持する上で前提となる条件からの乖離に起因して基本性能を維持できない場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
4	14	第29条	1		不可抗力による一部の業務実施の免除	第1回質問回答「管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答」NO.1において、「「不可抗力」は感染症の流行による影響や、世界情勢に影響を受ける物品調達への影響など、予見不可能なものとの理解でよろしいでしょうか。」という質問に対して、「現時点で予見不可能な感染症の流行については不可抗力に含まれます。ただし、物品調達の影響については不可抗力に含まれません。物品調達の影響は物価変動により対応することを想定しているためです。」とご回答がりましたが、不可抗力の発生による物品調達への影響としては、想定されている物品の市場価格の変動のみならず、物品の供給が途絶したために、調達が不可能になる可能性があります。この点に関し、不可抗力の発生により業務の履行に不可欠となる用役や資材等の物品調達が不可能になったことで業務の一部が実施できなくなったことが、発注者と受注者の協議により認められた場合、本項が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。